（定款又は業務方法書の変更の認可の申請）

第三十四条　法第百五十六条の二十の十の認可を受けようとする外国金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更予定年月日

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更の認可申請書にあっては、第二号に掲げる書類を提出することを要しない。

一　定款（金融商品債務引受業に係る部分に限る。）又は業務方法書の新旧対照表

二　株主総会に準ずる機関の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　その他参考となる書類

（定款又は業務方法書の変更の認可の基準）

第三十五条　金融庁長官は、法第百五十六条の二十の十の規定に基づく認可の申請があったときは、その申請が法令に適合し、かつ、金融商品債務引受業を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

（資本金の額等の変更の届出）

第三十六条　法第百五十六条の二十の十一の規定により届出を行う外国金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更年月日

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一　法第百五十六条の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更　第三十条第九号に掲げる書類

二　法第百五十六条の二十の三第一項第五号に掲げる事項の変更　第三十条第三号、第五号及び第九号に掲げる書類

三　法第百五十六条の二十の三第一項第六号に掲げる事項の変更　第三十条第四号及び第九号に掲げる書類

四　法第百五十六条の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更　第三十条第七号に掲げる書類

（金融商品債務引受業の廃止の認可の申請）

第三十七条　法第百五十六条の二十の十五の認可を受けようとする外国金融商品取引清算機関は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　金融商品債務引受業の廃止の理由を記載した書面

二　株主総会又は取締役会に準ずる機関の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　最終事業年度に係る貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）並びに金融商品債務引受業に係る資産及び負債の内容を明らかにした書面

四　金融商品債務引受業の結了の方法を記載した書面

五　その他参考となるべき事項を記載した書面

第四章　金融商品取引清算機関と他の金融商品取引清算機関等との連携

（連携金融商品債務引受業務となる行為）

第三十八条　法第百五十六条の二十の十六第一項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　対象取引に係る清算参加者の債務及び当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務は第三者に負担させる行為

二　対象取引に係る清算参加者の債務及び当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を第三者に負担させ、その負担させた当該清算参加者の相手方の債務は自らが負担する行為

三　対象取引に係る清算参加者の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務を第三者に負担させ、かつ、当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を自らが負担する行為

四　前三号に掲げるもののほか、対象取引に係る債権債務の清算のため、清算参加者と清算参加者の相手方との間で生じた対象取引に係る清算参加者の債務を第三者に負担させ、当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務は自らが負担する行為

（認可申請書の経由）

第三十九条　法第百五十六条の二十の十七第一項の規定により認可申請書を提出しようとする金融商品取引清算機関は、当該認可申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。

（認可申請書の添付書類）

第四十条　法第百五十六条の二十の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　清算参加者及びその相手方の要件に関する事項

二　連携金融商品債務引受業務として行う引受け、更改その他の方法による債務の負担及びその履行に関する事項

三　清算参加者及びその相手方の債務の履行の確保に関する事項

2　法第百五十六条の二十の十七第二項第三号ハに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（連携清算機関等の業務方法書（これに準ずるものを含み、連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。第四十八条第八項第一号において同じ。）に記載されているものを除く。）とする。

一　清算参加者の相手方の要件に関する事項

二　連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）として行う引受け、更改その他の方法による債務の負担及びその履行に関する事項

三　清算参加者の相手方の債務の履行の確保に関する事項

四　清算参加者の相手方が連携清算機関等に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産を定める場合にあっては、当該財産及びその管理方法に関する事項

五　連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を管理する責任者の氏名及び役職名

六　連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を行う部署の名称及び組織の体制

3　法第百五十六条の二十の十七第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　連携清算機関等において連携金融商品債務引受業務に係る業務を行うことを決議した株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

二　連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者であるときは、次に掲げる書類

イ　連携清算機関等の総株主等の議決権の百分の十以上の数の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

ロ　親法人（連携清算機関等の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（連携清算機関等が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面